

御船町プロモーション動画制作業務に係る要求水準書

1 業務名

御船町プロモーション動画制作業務

2 業務背景及び目的

熊本地震からの創造的復興の実現のため、本町は積極的な企業誘致推進に取り組んでいる。御船インターチェンジ周辺には、大型商業施設、物流業等の誘致に成功し、併せて役場周辺へ複合型宿泊施設の誘致が実現している。また、現在は、第三の誘致策として、国道 443 号沿線に対し賃貸型物流施設の誘致に取り組んでいる。

熊本県内では、外資系半導体企業の進出表明以降、多くの関連企業が県内への立地へ向け活発に動いている。本町では令和 4 年度から台湾の青年会議所との関係を持つ機会を得たことから、台湾企業の誘致へも積極的に取り組んでいる。

また、本町は、九州及び熊本県のほぼ中央に位置し、高速道路インターチェンジを 3 か所有しており、交通利便性が非常に優れている。また、生活拠点となる施設も充実しており、企業誘致や移住・定住に適した条件を多く含んでいる。このような本町の地理的優位性を生かした企業誘致を PR することにより、国内外からの企業立地を促進すると共に、更なる雇用創出及び定住促進を図ることを目的とする。

3 委託期間

委託契約締結日から令和 6 年 3 月 15 日（金）まで

4 基本事項

(1) 位置付け

御船町プロモーション動画制作業務に係る要求水準書（以下「本書」という。）は、御船町（以下「甲」という。）が実施する御船町プロモーション動画制作業務に関して、公募型プロポーザルにより参加者から提案を求めるに当たり、甲が要求する水準を示し、企画提案における具体的な指針を与えるものである。

(2) 企画提案等

本書は、甲が要求する内容を原則として規定するものであり、具体的仕様及びそれらを構成する個々の内容については、本書が示す性能規定以上の提案を行うこと。なお、提案された内容が要求水準を上回

り甲にとって有益と判断されるものは、その企画提案を高く評価することとする。

(3) 創意工夫

企画提案においては、「企業誘致に効果的なPR内容」、「動画構成」、「ナレーション」の3項目を重点項目とし、本書に示す水準を効率的かつ合理的に満足するよう、先進的な技術を用いた提案を期待する。

本プロポーザルの目的を矛盾しない限りにおいて、本書に示されていない部分についても、観光客へのサービス向上、コストメリット及び町内回遊の向上が期待できる内容などの提案があれば、その効果の妥当性について適切に評価する。また、本書において甲が具体的内容等を定めている部分についても、その内容と同等以上の機能を満たし、本プロポーザルの目的を矛盾しないことが明確に示すことができる場合は、代替的な仕様の提案も可とする。

(4) 本事業における規格及び法令

- ア 著作権法及び関係施行令・規則、告示
- イ 個人情報保護に関する法律及び関係施行令・規則、告示
- ウ 商標法及び関係施行令・規則、告示
- エ 消費者契約法及び関係施行令・規則、告示
- オ 特定商取引法及び関係施行令・規則、告示
- カ 不当表示防止法及び関係施行令・規則、告示
- キ 不正競争防止法及び関係施行令・規則、告示
- ク 御船町諸条例・規則
- ケ その他関係法令、条例、規則等

(5) 本事業による御船町プロモーション動画制作の計画

- ア 企業誘致促進PR動画の制作
- イ 動画へのナレーションの組み込み
- ウ 動画への文字表示
- エ 動画の編集
- オ その他本町の認知向上に寄与する事項

5 御船町プロモーション動画制作業務の要求水準

(1) 全般

企画提案に当たっては、御船町プロモーション動画制作業務が最適な内容及び性能を有するとともに、次に掲げる事項を十分満たすものとなるよう配慮して行うこと。

- ア 提案の原則

- i 町民が共感し、本町に誇りと愛着を持って、広く本町の魅力をアピールできる内容とすること。
- ii 企業誘致における本町の優位性を分析し、その優位性を効果的かつ最適に表現する内容とすること。

イ 環境条件

ホームページや SNS 等による情報発信の際には、第三者に不快を与えないように十分に配慮した対策を行うこととし、特に拡散が予想される情報については、十分な配慮を行うこと。

ウ その他

甲の現状を踏まえて、必要なプロモーション動画制作について提案すること。その際、将来的な拡張性や統一性についても検討すること。

6 事業の要求水準

以下の内容に従い、実施すること。

(1) 事業全般

ア 屋内外の撮影の際は、周囲に迷惑や損傷等を与えないように十分に留意して速やかに行うこと。

イ 現場及びその周辺における安全衛生等の管理を関係諸法規に基づいて行うこと。

ウ 現場内における設備及びその他法令などで取扱者が規定されている設備等については、それぞれの有資格者に行わせること。

エ 業務にあたり調査、情報収集等及び動画編集等により、第三者へ損害を及ぼすことのないよう十分配慮すること。

オ 庁舎や関連施設を調査・会議等する際は、事業の妨げにならないよう、日程調整や騒音対策などを十分に協議すること。

カ 必要に応じ業務日報や会議録を作成すること。

キ その他記載されていない事項は、関係法規等を順守すること。

(2) 計画

ア 業務計画書を作成し、契約後速やかに監督職員に提出すること。なお、重要な変更が生じた場合は、変更業務計画書を提出すること。

イ 動画構築図及び監督職員から指示をされた資料を遅滞なく提出すること。

ウ 甲から示された以外に、事業上必要とする用地等は、監督職員と協議の上、請負者の責任において確保すること。

(3) 管理

ア 業務計画に基づき、履行内に完全な完了ができるよう行わなければ

ならない。

イ 事業に必要な関係官庁等に対する手続きは、速やかに行うものとする。

ウ 指示された箇所については、監督職員の検測又は確認を得なければならない。

エ 休日、夜間等、通常の勤務時間外に作業を要する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得て行うものとする。

オ 業務中、監督職員と行った協議事項等は、事業者が承認・協議書及び会議録を作成し、監督職員の承認を得ること。

(4) 安全・環境

ア 体制

安全確保のため、総括責任者及び作業現場ごとに責任者を設け、会議等を行い、緊急時の措置や危険防止など安全体制を確立すること。

イ 管理

i 業務で使用する機器等は、日常点検、定期点検等を着実にを行い、仮設設備は、材料、構造などを十分点検すること。

ii 高所作業など危険を伴う場合は、それぞれ適合した防護措置を講じること。

iii 作業場所の状況に応じて誘導員を配置すること。

iv 作業員の保健、衛生管理に留意し、休日・休憩時間などを適切に定めること。

ウ 騒音・振動対策

i 作業方法及び機器の選定に当たっては、騒音・振動の発生を最小限にとどめる方法及び機器を選定すること。

ii 作業現場周辺では、特に低速運転を励行させ、騒音・ほこり等による公害防止に努めること。

エ ごみ等対策

i 作業現場周辺では、ごみ・廃材等散乱しないように管理し、常に清掃に努めること。

ii ごみ等は、現場付近に散乱しないように整理するとともに、発生当日に持ち帰り処理すること。

オ 住民への配慮

i 町内事業者等を訪問する際は、事業内容を伝えるとともに、不快感を与えないよう留意すること。

ii 住民及び第三者から苦情等の申し出があった場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに誠意をもって必要な措置をとること。

(5) その他

ア 本事業に必要な企業等及び諸官公庁への、諸手続きに対する申請届出の手続き等は、事業者が遅滞なく行うこと。また、手続きに係る費用は事業者の負担とする。

イ 本業務で作業する場所については、十分調査し、その一覧を作成すること。なお、作業等場所が民間所有の場合、借用交渉を行うこと。

7 動画制作等の要求水準

以下の内容に従い、構築すること。

(1) 全般

ア 制作する動画は、テレビ、パソコン及びタブレットなどの端末機器により、再生できる構造とすること。また、面倒な専用機器の準備やアプリのダウンロードをせずに、利用できる動画とすること。

イ 様々な視聴者を想定し、本町への企業立地の意欲を高める動画とすること。

ウ 動画をインターネット上でも公開できる構造にすること。

エ 文字及びナレーションによる情報を提供できる動画とすること。

オ 写真情報だけではなく、動きのある動画情報で魅力を伝えるなどの工夫をすること。

(2) 動画制作について

ア 動画は、短編、中編、長編の3種類を制作することとし、訴求力がありかつ内容を効果的、魅力的に伝えることができる動画時間を提案すること。

イ 撮影箇所は、事前に監督員と協議し、撮影カメラマン同行の上でリサーチ・ヒアリングを行い決定することとする。

ウ 動画に盛り込む内容は、「誘致方針」、「交通利便性のPR」、「生活環境の充実」、「立地支援制度の紹介」の4項目を基本とすることとする。その他、甲にとって有益と思われる提案がある場合は特筆すること。

エ 動画制作に当たって、著作権や肖像権などが発生する素材を使用する場合は、事前に監督員と協議し、決定することとする。使用料等は受託者が負担するものとする。

オ 動画や写真の撮影に係る当該施設管理者との交渉や打合せ、撮影許可手続き等の一切の業務は、受託者の責任において行うこととする。

カ 撮影される動画や写真は、甲が利用することを主目的とするが、その他甲が認めた第三者の名において行う広報活動等に媒体や事業を問わず、甲の判断により、利用できるものとする。

キ 撮影される動画や写真は、甲の判断により、第三者への貸し出しを行うことができるものとする。

ク 納品する動画は、DVD 対応のプレイヤーで再生できる仕様と、インターネット上でも公開できる仕様の最低2種類とすること。

(3) ナレーションについて

ア ナレーション音源は、その品質を保つため、スタジオ等で録音し、音源データを成果物として納品するものとする。

イ 動画には、多言語ナレーションを組み込むこととする。

ウ 使用する言語は、日本語、中国語（繁体字/北京語）及び英語とする。
その他、甲にとって有益と思われる言語の使用を提案する場合は特筆すること。

エ 各言語の音源は、プロのネイティブナレーターによるナレーション録音を行うこととする。

オ 各言語のナレーション音源とBGM音源とのミックス編集を行うこととする。

カ 短編、中編、長編の動画時間と多言語ナレーションの組み合わせは、最も効果的かつ訴求力のある組み合わせを提案することとする。

(4) その他について

ア BGMは、監督員と協議を行い、使用に関する権利者から承諾手続きを行うこととする。使用料等は受託者が負担するものとする。

イ 納品後の当該動画等の著作権は、甲に帰属するものとする。

ウ 観光資源を紹介する際は、魅力的に伝わる工夫を行うこととする。